

## 坂井市設備投資等支援事業補助金 募集要領

### 1. 事業の目的等

坂井市内で事業を営む中小企業者が実施する設備投資等に対して支援を行うことで、生産性向上等につながる取り組みを促し、当該中小企業者の経営基盤の強化につなげる。

また、本募集要領は、「坂井市設備投資等支援事業補助金」の補助金等交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 用語の説明

この募集要項において、用語の意義は次のとおり。

中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。

小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

### 3. 補助の対象者

補助の対象者は、次の各号に掲げるすべての条件に該当する中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 坂井市内に事務所又は事業所を有する中小企業者及び小規模企業者
- (2) 交付の申請を行う時点において、現に市内で事業を営んでいるものであって、創業して1年以上の事業実績を有すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 過去5年間に本事業補助金を受けていないこと。
- (5) 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

### 4. 補助の対象事業

補助の対象は、次の各号に掲げるすべての条件に該当する事業とする。

- (1) 市内にある自ら使用する事務所や店舗等に設備の導入を行うもの。
- (2) 導入した設備により、生産性向上や省力化、技術開発、環境配慮（省エネ・脱炭素等）、新規事業のいずれかもしくは複数の取り組みを行うもの。
- (3) 設備導入にあたっては、事業に当該補助金が活用していることをラベル等で表示すること。

※標示内容「令和6年度 坂井市設備投資等支援事業補助金」

- (4) リース、レンタル等により設備を導入する事業は補助対象外。

(5) 車輛や運搬具を導入する事業は補助対象外。

## 5. 補助対象経費

補助対象経費は次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税、地方消費税及び国や県、他の公的機関から補助を受けている経費または受ける予定の経費は除く。

(1) 機械装置・工具・器具備品・建物附属設備導入費、その他附帯する費用

(2) 設置工事に係る人件費

(3) 機器等の運搬費

(4) 既存の機器の処分費

※ただし、新たに導入する設備費用の(1)～(3)の合計金額の2分の1以下とする。

(5) 補助金交付申請時に提出する事業計画において費用を計上のある事業であって、設備導入の実施に必要と認められる費用

## 6. 補助率、補助上限額等

(1) 補助対象経費の2分の1。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 補助限度額は以下のとおりとする。

① 中小企業者枠 1事業者あたり100万円

② 小規模企業者枠 1事業者あたり50万円

## 7. 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとする。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

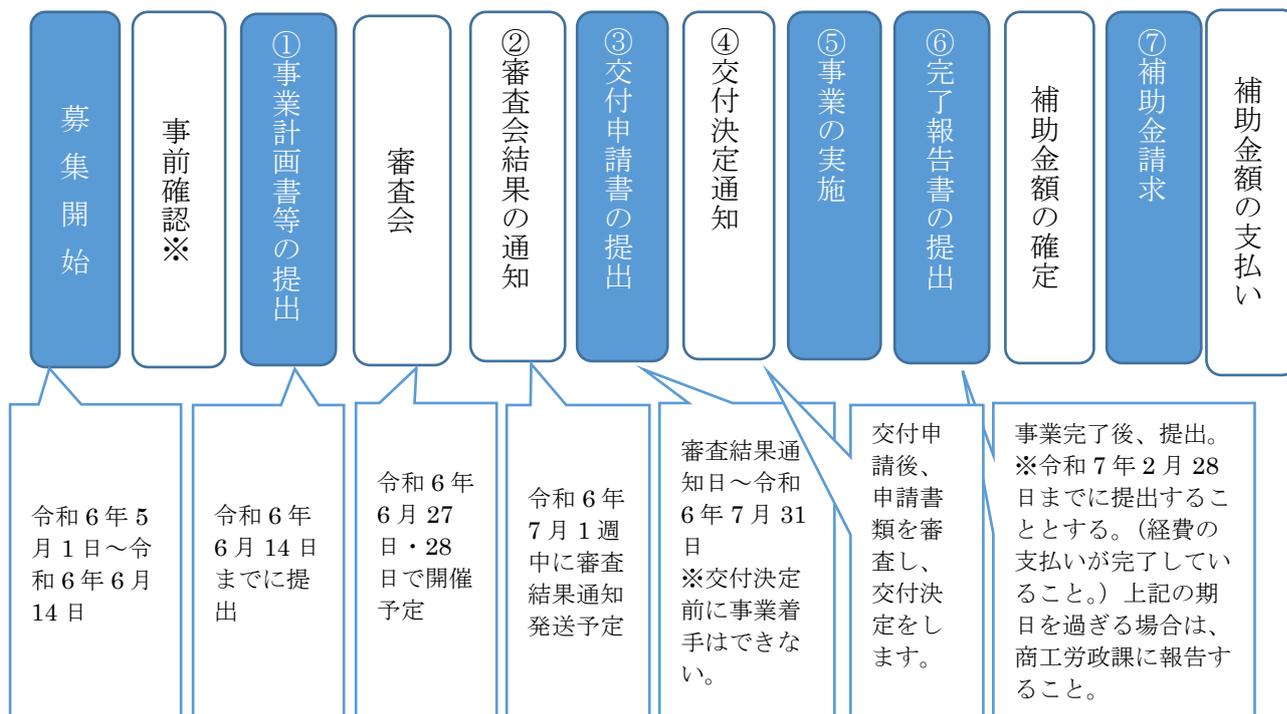
② 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業期間終了日までに支払われた経費

③ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

(注) 下記に該当する経費は対象外。

- ・ 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 消費税および地方消費税等の公租公課
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 8. 補助金交付申請までの流れ



※事前に、審査会に関する必要書類等の確認することは可能。ただし、事前確認が審査会の決定に影響を及ぼすものでなく、必須事項ではない。

### ① 坂井市商工労政課への事業計画書等の提出（受付期限：令和6年6月14日）

下記の書類を提出することとする。

- ・ 事業計画書（坂井市設備投資等支援事業補助金）
- ・ 設備導入に要する費用の算出根拠がわかる書類の写し
- ・ 坂井市内で事業を営んでいることがわかる書類
- ・ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

### ② 審査結果通知書の送付（令和6年7月1週中 発送予定）

坂井市商工労政課に提出された事業計画書等により、提出された事業計画書等が補助の対象要件を満たしているかについて形式審査を行う。

その後、審査会による書面審査および申請者本人によるプレゼンテーションを行い、採択案件の決定をする。

審査の結果、採択・不採択の結果は、事業計画書等を提出した事業者へ書面でお知らせする。

③ 交付申請書の提出（受付期間：審査結果通知日～令和6年7月31日）

下記の書類を提出することとする。

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 事業に関する調書（審査会の審査結果通知書）
- ・ 事業計画書（坂井市設備投資等支援事業補助金）（様式第1号）
- ・ 設備導入に要する費用の算出根拠がわかる書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

※以下の2点については、審査会への事業計画等の提出時点と変更がない場合は、省略することができるものとする。

- ・ 坂井市で事業を行っていることがわかる書類
- ・ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書の写し

④ 交付決定（交付申請書の提出後、申請書類を審査し発送）

交付申請書の提出後、内容を審査し、決定事業者に対し補助金交付決定通知書を送付する。

通知書で示される金額は予定額となるが、確定時以降に増額はしない。

本決定通知書の交付決定日以前に、契約や購入等された経費については、補助対象外。

⑤ 事業の実施（実施期限：令和7年2月28日）

期限までに、必ず経費の支払いを終えるものとする。

なお、申請内容に変更が生じた場合には、（軽微な変更以外）届出が必要となる。

⑥ 事業完了報告書の提出（受付期限：令和7年2月28日）

以下の書類を提出することとする。

- ・ 補助金事業等実績報告書
- ・ 事業実績決算書（様式第2号）
- ・ 設備導入に要する経費の支払いが確認できる書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

## 9. 審査会による事業評価基準について

申請者本人による事業計画のプレゼンテーション説明および以下の項目を基準に審査会で評価を行うものとする。

- ① 生産性等の向上が見込まれること。
- ② 市場性・優位性が見込まれること。
- ③ 売上や利益増が見込まれること。
- ④ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ⑤ 事業の成長性、持続性が見込まれること。
- ⑥ 地域経済への波及効果が見込まれること。

## 10. 募集スケジュール等

- 事業計画等の募集期間 令和6年5月1日～令和6年6月14日
- 審査会 令和6年6月27日・28日
- 交付申請書の受付開始 審査会結果通知日～令和6年7月31日

## 11. 事業計画等の提出方法及び提出先

令和6年6月14日までに、下記まで郵送または持参するものとする。なお、郵送の場合は、令和6年6月14日の当日消印まで有効。また、電子メール申請の受け付けも可能とする。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市産業政策部商工労政課

(持参の場合：平日8：30～17：15、土日祝日は休み)

## 12. 注意事項

事業の要件を満たしている場合であっても、予算の制約等により必ずしも採択されるとは限らない。

令和6年度事業採択予定

【中小企業者枠】 5事業者程度

【小規模企業者枠】 5事業者程度

## 13. 問い合わせ先

坂井市産業政策部商工労政課

電話 0776-50-3153

(平日8：30～17：15、土日祝日は休み)

E-mail [syoukou@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:syoukou@city.fukui-sakai.lg.jp)